

除染適正化プログラムへの対応状況

平成25年2月14日

	項目	方向性	状況	概要
1 事業者の施工責任の徹底				
1-1	事業者の「責任施工」の貫徹	仕様書等に規定されている施工管理について、その遵守の徹底	実施中（1月～）	事業者に対して、工程会議等の場を活用して、仕様書などの内容について周知徹底を実施中。また、今回指摘された不適正除染事案を分かりやすく説明したパンフレットを1月に作成。
1-2	厳格な処分の実施	監督業務を担う下請事業者に入札資格の取得を義務化	実施済み（2/15公表予定）	除染共通仕様書を改正（2/15公表予定）し、作業指揮者を環境省の工事又は役務の入札資格を持っている会社から選出するよう義務化することとし、来年度業務から適用させる。
1-3	除染に関する抜き打ち的検査の強化	確認調査（※）の実施強化 ※除染が完了した対象（建築物、舗装面等）について、指定する部分を、同じ方法で再度除染し、放射線量の大幅な低下が認められた場合には、再度、除染を行わなければならない仕組み	実施中（1月～）	除染完了時に実施される確認調査について、引き続き、厳格に確認調査を実施する。
1-4	施工管理に関する規程類の見直し	作業管理規定の内容を見直し、施工管理に関する項目を強化	実施済み（2/15公表予定）	除染共通仕様書を改正（2/15公表予定）し、①施工予定箇所と作業実績の報告方法、②作業日報の記載事項等について見直しを行い、来年度業務から適用させる。
1-5	除染適正化推進委員会（仮称）の設置	除染事業の実施状況、施工管理体制等の報告等を有識者からなる会議で検討	調整中（2月～）	除染適正化推進委員会の設置に向けて、委員の構成、審議事項等について調整中（2月中に委員委嘱、年度内に第1回会合を予定）。
2 幅広い管理の仕組みの構築				
2-1	地元自治体等との連携による工事状況の確認や情報交換	進捗状況の共有、共同での現場確認等	実施中（1月～）	これまで、①環境省と事業者との工程会議への地元自治体の参加及び工事状況等の把握、②地元自治体と一体となった共同監視（1/24に福島県・楡葉町が環境省と合同視察）、等を実施。引き続き、地元自治体と相談を継続し、適切な除染が確保されるような仕組みについて検討予定。

2-2	除染事業の実施情報（日時、場所等）の公表	1週間程度の除染の実施予定をホームページ等で公表	調整中（2月目処）	環境省と事業者の間で、公表すべき情報、その手段等について調整を行った上で、実施予定（2月目処）。
2-3	第三者による除染効果のモニタリング	専門性、客観性をもたせた事後モニタリングの実施	調整中（4月以降）	本格除染が面的に終了した地域を対象に専門性・客観性を確保した事後モニタリングを実施できるよう、手段、方法等について検討中。本格除染が終了後の25年度から実施見込み）
2-4	新技術を活用した放射性物質の除去状況の確認	ガンマカメラ等を活用したモニタリングの試験的实施	調整中（2月～）	モデル的にガンマカメラ等によるモニタリングを実施できる場所について検討中。 （参考）リスクコミュニケーション推進の観点から、福島県内の自治体の要望に応じてガンマカメラを貸し出す事業を実施中（2/19にメディア公開を実施予定）
3 環境省の体制強化				
3-1	環境省（発注者）の監督体制の抜本的強化	監督業務の発注や職員の配置換え等により監督体制の強化	一部実施済（1月～）	現在実施中の除染業務において、監督体制の強化済み。 また、25年度の除染業務において必要な監督体制がとれるよう、除染業務の発注にあわせて監督支援業務の発注手続きの準備中。
3-2	不適正除染110番（仮称）の新設	不適正除染110番を開設	実施中（1月）	不適正な除染作業について広く情報提供を求めるため、①不適正除染110番の開設（1/24）、②インターネットを經由した情報提供を可能とするようウェブページの開設、について実施済み（1/15）、現在運用中。
3-3	通報等を一元管理するためのルール作り	通報から現地調査、対応策までを一元的に実施するための体制作り	実施中（1月）	環境省本省、福島環境再生事務所、関東地方環境事務所のそれぞれにおいて、適正除染推進グループを設置（1/21）し、一元管理する体制を構築済み、現在運用中。
3-4	迅速な現地調査等の対応	場所が特定できるような調査すべき通報が寄せられた場合には現地調査を速やかに実施する体制作り	実施中（1月～）	通報された案件のうち現地調査を行うべき内容を含む通報については、迅速に現地調査等が実施できるようなルールと体制を構築済み、現在運用中。